

令和8年第7回（7月）かほく市農業委員会総会議事録

日 時 令和8年7月24日（金）午後1時30分

場 所 かほく市役所 西フロア3階 302会議室

開 会	事務局長	定刻になりましたので、ただ今から、令和8年第7回（7月）農業委員会総会を開会致したいと思います。 村井会長のご挨拶をお願い致します。
会長挨拶	会 長	それでは、第7回農業委員会総会にご出席いただきありがとうございます。毎日暑い日が続いておりますが、今日は福島県や新潟県あたりに結構な雨が降っているようでして、明後日はこちらも降るようです。山手の方のため池も半分以下になっておりましたので、少しは安心できる状況かと思えます。 それからかほく市の青果物につきましては、デラウエアは6月末から出荷され、概ね順調に計画通りでありまして、価格も安定しているようです。スイカにつきましても6月末頃より出荷され、今日でほぼ最終になると聞いております。価格は昨年ほどではないですが、高めで安定していたようです。それから、ルビーロマンですが、7月11日に初競りが行われ100万円と報道されておりました。また、7月21日にはルビーロマン研究会の20周年記念式典が行われており、これから最盛期をむかえます。それから、水稻に関しましては、高温により生育が進んでおり、早生ですとお盆過ぎには刈取りが始まるような状況で例年よりも4・5日早いです。また、コシヒカリは、8月中には刈取りが始まるというような状況でして、やはり4・5日早い状況であります。カメムシにつきましてもたくさん発生していると聞いておりますので、防除の方をしっかりとお願いしたいと思います。それから、仮渡金につきましては、全農を通じて早期に価格を決めるよう願っているところであります。 それでは、本日の議案につきまして慎重なご審議をよろしくお願いいたします。
欠席委員確認 議事録署名委員の指名	会 長	それでは、本日の欠席委員は 農業委員は、吉多委員 推進委員は、寺井委員、西川委員の2名であります。 次に、議案審議の前に議事録署名委員の指名を行います。 署名委員に 2番 高橋委員、 3番 竹田委員 をお願いいたします。 次回、総会開催日に署名・捺印をお願い致します。 本日、現地調査にあたられました、 1番 油野委員、2番 高橋委員 には、各案件の審議時にご説明をいただきますので、よろしくお願い致します。

議案 26 号 農地法第 3 条 許可申請	会 長	それでは「議案第 26 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可決定について」を議題とし事務局の説明を求めます。
	事 務 局	【議案第 26 号 整理番号 1 番から 6 番について朗読説明】 整理番号 1 番につきましては、先月にもございました続きになります。現在、砂利採取及び土地改良事業を実施しており整備完了後の耕作となります。 整理番号 2 番につきましては、譲受人が現在耕作しているところでございます。 整理番号 3 番につきましては、次の議案第 27 号整理番号 2 番と関連しておりまして、農地法 5 条により自己住宅用地として取得すると同時に隣接地を耕作目的により取得するものになります。 次に整理番号 4 番につきましては、規模拡大による所有権移転であります。 整理番号 5 番につきましては、譲受人が近隣で農地を探しており家庭菜園（露地野菜）として利用されます。 最後に整理番号 6 番につきましては、譲受人の住宅周辺でありまして親子間の贈与になります。 許可基準については、お手元に配布しております「農地法第 3 条の許可申請に係る許可基準適否判断資料」のとおりでありまして、農地法第 3 条に係る許可要件のすべてを満たしているものと考えられます。 これで、議案第 26 号の説明を終わります。
	会 長	事務局から説明がありましたが、この件について、本日、現地調査に当たられました委員より現地報告をお願い致します。
	当番委員	油野委員 現地調査 本日、10 時 00 分より高橋委員・事務局と現地調査してきました。 ・ 整理番号 1 番 事務局の説明のとおりほ場が完成後畑として利用となります。ほぼほぼ終了に近いようでした。 ・ 整理番号 2 番 すでに耕作されておりましたので問題はありません。 ・ 整理番号 3 番 事務局の説明のとおり議案第 27 号整理番号 2 番と関連しており、住宅建設の後ろを耕作するので問題はないと見てきました。
	当番委員	高橋委員 現地調査 ・ 整理番号 4 番 納屋も含めて所有権移転となり、住宅の中にある農地でした。 ・ 整理番号 5 番

議案 26 号 農地法第 3 条 許可申請	当番委員	住宅街の中の農地で、2 軒隣に耕作者のご自宅がありました。多少草がありますが問題はありませんでした。 ・ 整理番号 6 番 親子間での贈与とのことで譲受人のご自宅周辺により特に問題はありません。
	会 長	次に、この件につきまして、地区担当委員のご意見等がありましたらご発言ください。
	地区担当委員	・ 整理番号 1 番 松本正博委員 土地改良後の耕作になりますので問題はありません。 ・ 整理番号 2 番 吉多委員 欠席により事務局より 吉多委員より連絡があり、問題はありませんとのことです。 ・ 整理番号 3 番 竹田委員 住宅と隣接していますので耕作するには問題はありません。 ・ 整理番号 4 番 今本委員 周りの境界もしっかりしているので問題はありません。 ・ 整理番号 5 番 油野委員 自宅近くにより息子さんと耕作されるようです。問題はありません。 ・ 整理番号 6 番 油野委員 親子間での贈与になりますので特に問題はありません。
	会 長	ほかにご意見等ございましたらご発言ください。ございませんか。無いようでしたら採決に入ります。議案に賛成の方は挙手をお願いします。
	会 長	全員の挙手により、「議案第 26 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可決定について」は原案のとおり許可決定致します。
議案 27 号 農地法第 5 条 許可申請	会 長	それでは、議案 27 号の議案審議に入る前に、今本委員が関係している案件がございます。農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項により「農業委員会委員は、自己又は同居の親族若しくは配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」との規定により、まず先に、整理番号 1 番から 6 番を審議し、最後に整理番号 7 番についての審議を進めて参りますのでよろしくお願い致します。
	会 長	それでは、「議案 27 号 農地法第 5 条許可申請に対する意見決定について」整理番号 1 番から 6 番を議題とし事務局の説明を求めます。

議案 27 号 農地法第 5 条 許可申請	事 務 局	【議案 27 号 整理番号 1 番から 6 番についてを朗読説明】 農地区分及び許可基準については、お手元に配布しております「農地法第 4 条・5 条の許可申請に係る許可基準適否判断資料」をご覧ください。 整理番号 1 番および整理番号 5 番につきましては、「水道管、下水道管が埋設されている幅員 4 m 以上の公衆用道路の沿道であり、500m 以内に 2 つ以上の公共施設等が存在する」農地、 整理番号 2 番・3 番・4 番・6 番につきましては、「都市計画法の用途地域が定められてる地域」との理由により、それぞれ第 3 種農地と判断できます。 個別事項については、許可基準適否判断資料のとおりであり、許可基準については全て満たしているものと考えられます。 以上で、議案第 27 号整理番号 1 番から 6 番の説明を終わります。
	会 長	ただいま、事務局から説明がありましたが、この件について、本日、現地調査に当たられました委員より現地報告をお願い致します。
	当番委員	油野委員 現地調査 ・ 整理番号 1 番 建売住宅ですが、向かいに飲食店もあり近くにアパートもありましたので特に問題はありません。 ・ 整理番号 2 番 住宅が連担しているところありますので特に問題はありません。 ・ 整理番号 3 番 周辺は住宅が連担しており、近くにこども園もありますので、特に問題はありません。
	当番委員	高橋委員 現地調査 ・ 整理番号 4 番 現在住宅がある部分も含めての造成用地です。周辺は住宅が連担していますので問題はありませんでした。 ・ 整理番号 5 番 住宅に挟まれた農地でした。雑草が生茂ってましたので、アパートになっても支障はないと見てきました。 ・ 整理番号 6 番 2 筆と山林を含めての 8 区画の造成ということで、周辺は住宅が並び特に問題はありませんでした。
	会 長	それでは、この件につきまして、地区担当委員のご意見等がありましたらご発言ください。

議案 27 号 農地法第 5 条 許可申請	地区担当委員	・ 整理番号 1 番 竹田委員 区画もしっかりしてますので問題はありません。 ・ 整理番号 2 番 竹田委員 先程の 3 条申請の関連でもあり、周辺は住宅地でありますので問題はありません。 ・ 整理番号 3 番 高橋委員 親子間での使用貸借でありまして、住宅街の中の一角ですので問題はありません。 ・ 整理番号 4 番 油野委員 居宅を壊し一帯を造成するということですので、周辺には農地がありませんので特に問題はありません。 ・ 整理番号 5 番 油野委員 住宅に挟まれた農地ですが、今回アパートとして特に問題はありません。 ・ 整理番号 6 番 森内委員 住宅地内の一角でして他の地目と一体に整備されます。ただ道路が狭いのでその辺りは注視していく必要があります。
	会 長	ほかにご意見等ございましたらご発言ください。ございませんか。無いようでしたら採決に入ります。議案に賛成の方は挙手をお願いします。
	会 長	全員の挙手により「議案 27 号 農地法第 5 条許可申請に対する意見決定について」整理番号 1 番から 6 番は原案のとおり意見決定致します。
	会 長	それでは、整理番号 7 番の説明に入りますので、今本委員の退出を求めます。 【今本委員 退室】
	会 長	それでは、「議案 27 号 農地法第 5 条許可申請に対する意見決定について」整理番号 7 番を議題とし事務局の説明を求めます。
	事 務 局	【議案 27 号 整理番号 7 番についてを朗読説明】 農地区分及び許可基準については、お手元に配布しております「農地法第 4 条・5 条の許可申請に係る許可基準適否判断資料」をご覧ください。 整理番号 7 番につきましては、「申請地より 500m 以内に鉄道の駅が存在する」との理由により、第 2 種農地と判断できますが、不許可の例外により、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続し

議案 27 号 農地法第 5 条 許可申請	事 務 局	て設置されるもの」に該当すると判断できます。 個別事項については、許可基準適否判断資料のとおりであり、許可基準については全て満たしているものと考えられます。 以上で、議案第 27 号整理番号 7 番の説明を終わります。
	会 長	ただいま、事務局から説明がありましたが、この件について、本日、現地調査に当たられました委員より現地報告をお願い致します。
	当番委員	高橋委員 現地調査 ・整理番号 7 番 畑が広がる一角でしたが、向かいの住宅の前で自己住宅の計画であります。集落に接続されますので問題はありません。
	会 長	それでは、この件につきまして、地区担当委員のご意見等がありましたらご発言ください。
	地区担当委員	・整理番号 7 番 田端委員 前はぶどう畑のようでした。住宅が立ち並ぶすぐ近くでもありますので影響はないと思います。
	会 長	ほかにご意見等ございましたらご発言ください。ございませんか。無いようでしたら採決に入ります。議案に賛成の方は挙手をお願いします。
	会 長	全員の挙手により「議案 27 号 農地法第 5 条許可申請に対する意見決定について」整理番号 7 番は原案のとおり意見決定致します。
	会 長	それでは、今本委員の入室をお願いします。 【今本委員 入室】
議案第 28 号 かほく農業振 興地域整備計 画変更	会 長	続きまして、「議案第 28 号 かほく農業振興地域整備計画変更に係る意見決定について」を議題とし、事務局の説明を求めます
	事 務 局	【議案第 28 号 整理番号 1 番について朗読説明】 本案件は、農業振興地域内の農用地、いわゆる青地である、農業専用の規制を外すものです。 整理番号 1 番については、駐車場用地であります。事業計画者は、平成 30 年より本社をかほく市横山に移転し運送業及び倉庫業の事業を行っております。令和 5 年度に駐車場及び資材置場用地として敷地の拡張をしましたが、従業員およびトラックの増加により手狭となり、新たに駐車場用地の計画であります。当該計画地周辺は、

議案第 28 号 かほく農業振興地域整備計画変更	事務局	県営ほ場整備事業が行われますが、計画地は区域外であります。 現在、計画変更の公告縦覧期間中であることを補足いたします。 以上で、議案第 28 号の説明を終わります。
	会長	事務局から説明がありましたが、この案件について、本日、現地調査に当られました委員さんより現地報告をお願いいたします。
	当番委員	油野委員現地調査 整理番号 1 番 ゴルフ練習場前の所でした。駐車場用地とのことですが、トラックや人員の増加については働き方改革の影響もあると思われます。現地は、ほ場整備エリア外でもあることから現状は原野状態でありました。特に影響もないように思われます。
	会長	この件につきまして、地区担当委員のご意見等がありましたらご発言ください。
	地区担当委員	・整理番号 1 番 田端委員 会社の裏になりますので特に問題はないと思います。
	会長	ほかにご意見等ございましたらご発言ください。ございませんか。無いようでしたら採決に入ります。議案に賛成の方は挙手をお願いします。
議案第 29 号 農用地利用集積等促進計画案について (権利者変更)	会長	全員の挙手により、「議案第 28 号かほく農業振興地域整備計画変更に係る意見決定について」は原案のとおり意見決定いたします。
	事務局	続きまして、「議案第 29 号 農用地利用集積等促進計画案について（権利者変更）」を議題とし事務局の説明を求めます。 【議案第 29 号 整理番号 1 番について説明】 移転を受ける法人は、すでに耕作されており残存期間までの契約となります。 以上で、議案第 29 号の説明を終わります。
	会長	事務局から説明がありましたが、この件についてご意見等がありましたらご発言ください。無いようでしたら採決に入ります。議案に賛成の方は挙手をお願いします。
	会長	全員の挙手により、「議案第 29 号 農用地利用集積等促進計画案について（権利者変更）」は原案のとおり承認致します。

議案第 30 号 農用地利用集積等促進計画案について (一括)	会 長	次に、議案 30 号の議案審議に入る前に、吉野推進委員が関係している案件であります。農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項により「農業委員会委員は、自己又は同居の親族若しくは配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」との規定により、吉野推進委員の退出を求めます。
		【吉野推進委員 退室】
	会 長	それでは、「議案第 30 号 農用地利用集積等促進計画案について(一括)」を議題とし事務局の説明を求めます。
	事 務 局	【議案第 30 号 整理番号 1 番から 4 番についてを説明】 全てすでに各法人が耕作されております。 以上で、議案第 30 号の説明を終わります。
	会 長	事務局から説明がありましたが、この件についてご意見等がありましたらご発言ください。無いようでしたら採決に入ります。 議案に賛成の方は挙手をお願いします。
報 告	会 長	全員の挙手により、「議案第 30 号 農用地利用集積等促進計画案について(一括)」は原案のとおり承認致します。 それでは、今本委員の入室をお願いします。 【今本委員 入室】
	会 長	次に報告案件がございます。事務局の説明をお願いします。
	事 務 局	【報告第 12 号 農地法第 4 条許可処分の取消しについて】 朗読説明
	事 務 局	【報告第 13 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について(合意解約)】 朗読説明
	事 務 局	【報告第 14 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について】 朗読説明 報告案件は以上です。

いしかわ農業 委員会活動 1・1・1 運動 推進状況報告	会 長	以上で、第7回の議案審議については全て終了しました。
	会 長	次に、「いしかわ農業委員活動1.1.1 運動」についてですが、皆様の活動についてご報告していただいております。今月は農業委員1番、2番、推進委員はCグループの方からご報告をお願いします。
	当番委員	1番 油野委員 担当地区についてですが、耕作者の高齢化等により農地が減少しております。私も少しですが家庭菜園をしておりますが、最近非常に暑く県内でもおひとり亡くなられておりますので、みなさんも十分注意してください。
	当番委員	2番 高橋委員 最近、暑い日が続きますが、スーパーに行くと野菜が高いなと感じています。友達との会話でお米も外国産を食べてるなど聞きます。やはり国産の物を買いたいと思う反面、生活も皆さんあると思いますので、そのあたりで結構葛藤していると感じました。
	当番委員	Cグループ推進委員 寺井委員（欠席） 吉野委員 この暑い中毎日の作業は厳しい状況です。組合の状況はあと何年維持できるだろうかと話が出ている。会社の再雇用が65歳から70歳と延長すると、重要な労働力としてあてにしている方々が農業に従事する年齢が極めて遅くなり高齢化になって入ってくる。私どもの地区の高齢化率を担当課へ確認したところ約48%でした。半分が65歳以上という事になり、負担がとても大きいです。そろそろ法人の再編も考える時期かなと感じています。
	当番委員	西川委員（欠席） 瀬戸委員 この暑い中作業するにあたり体調の事や作業効率を考え、朝6時から始めております。作業される方も高齢で、最近は50代の女性が出てくれています。また、雨が降らないので水が心配な状況です。
	会 長	ありがとうございました。 次回は、3番 竹田委員さん、4番 森内委員さん、来月はBグループの推進委員さんをお願いいたします。
その他	会 長	その他について、事務局よりお願いいたします。
	事 務 局	・令和8年度農業委員会研修会の開催について（口頭）

